佐賀県告示第 288 号

令和８年９月 11 日付け佐賀県告示第254号で保安林の指定施業要件を変更する予定である旨告示された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を佐賀市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和８年 10 月 30 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
佐賀市富士町大字大串字一本黒木 1393 番 15	関　袈裟吉
佐賀市富士町大字大串字一本黒木 1393 番 22	江口　正徳

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。）